

～ 農林作業をされるみなさん ～

令和7年度分
加入申込受付中
〔3月中に
手続きを〕

農林業者労働災害共済 に加入しましょう！

農林作業中の事故が原因でけがをされた場合などに見舞金をお支払いします

◎加入できる方 農林作業をされる綾部市民の方（満15歳以上）

- ※ 農家・林業家以外でも、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度、森林整備地域活動など農地や森林の地域保全活動をされる方が加入できます。
- ※ 綾部市の住民基本台帳に記録されていない方は、綾部市内で農林作業をされていても加入できません。

◎会 費 1世帯当たり 1,500円（住民票の世帯を単位とします）

- ※ 同居や同一地番の家族、同じ農地を耕作される親族であっても、住民票が別の場合は、住民票の世帯ごとに加入申込書を記入し、会費を払い込んでください。



◎共済期間

令和7年4月1日（4月1日以降に会費を
払い込まれた場合は、払込日の翌日）から
令和8年3月31日まで

- ※ 期間の途中で加入されても会費は1,500円
- ※ 共済期間内に発生した事故が対象です

どんな事故が対象？

- * 主に農地や農業用施設（農道、水路など）、林地などでの事故が対象です（屋上・ベランダ菜園での収穫、庭木の手入れ、神社の草刈りや枝打ちなどは除きます）。
- * 農林作業とは農林産物の栽培・収穫（自家用、販売用を問いません）や農地保全、森林整備や森林保全を目的とするものです（環境美化を目的とする草刈り作業は対象外です）。

対象とならないケースは？

- ▼ 農林作業中のけがや疾病でも農林作業が原因でないもの、自然災害によるものは除きます（例：心臓病の持病があつて作業中に心不全を起こした、もともとあつた持病の腰痛が作業で悪化した、台風で警報発令中に田んぼを見に行つて増水した水路に転落した、など）
- ▼ 道路交通法に違反した場合
- ▼ 第三者行為による災害で損害賠償が受けられる場合
- ▼ 故意又は重大な過失によって起きた災害の場合
- ▼ 他の人にけがをさせた場合

※ これらはおおまかな目安であり、個々のケースについて審査委員会で認定された案件に見舞金をお支払いします。

加入手続き

所定の申込書に次の項目を記入し、会費を市指定金融機関で払い込んでください（近畿2府4県のゆうちょ銀行・郵便局もご利用いただけます）。

記入していただく項目…自治会、組、世帯主氏名、住所（営農地でなく、住民票の住所）、加入者の氏名、性別、生年月日（農林作業をされ、この共済に加入される方全員。世帯主も含む。）

ご注意ください！

1枚の加入申込書には1世帯のみしか記入できません。世帯とは、住民票を単位とするもので、同居や同一地番の家族、同じ農地を耕作される親族であっても、住民票が別の場合は、住民票の世帯ごとに1枚の申込書を記入してください。

（1枚の申込書に2世帯以上を記入された場合は、「世帯主氏名」欄に記入がある世帯を加入世帯とさせていただきます。）

申込書の用紙は、市役所（農政課又は会計課）、各地区自治会連合会事務所、市内各金融機関・郵便局にあります。

もし事故が
起こったら！

7日以内に医師の診断を受け、事故報告書を市役所農政課へ提出してください（事故日から30日以内。提出が遅れる場合はご相談ください）。

審査委員会の認定を受けた案件で、災害の程度に応じて、見舞金（医療・休業・障害・遺族）をお支払いします。

【医療共済見舞金】	【休業共済見舞金】	【障害共済見舞金】	【遺族共済見舞金】
負傷又は疾病による療養に要した医療保険各法規定の一部負担金が生じた場合 （最高限度額 5 万円）	休業して農業・給与等の収入が減った場合 （休業期間の6日目から上限 90 日まで。 最高限度額 11 万 7 千円）	身体に障害が残っている場合 （障害等級表に応じて 3 万円～90 万円）	亡くなられた場合 （54 万円）

【例】

トラクターで田の荒起し中、バランスを崩して転倒し、腰を骨折した。3月1日から6月末まで入院（農作業を休業）。

医療機関へ3月から6月まで毎月 57,600 円（計 230,400 円）の一部負担金を支払い。

医療見舞金 一部負担金の額（上限 5 万円。入院の食事代や保険外の費用を除きます）
… 50,000 円（最高限度額）

休業見舞金 休業日数 122 日－5 日＝117 日
90 日が限度… 117,000 円（最高限度額）

計 167,000 円を振り込み

★令和5年度の状況★ 綾部市ホームページの「主要施策の報告書」でもご覧いただけます
加入世帯 1,190 世帯
見舞金支払 医療見舞金 212,350 円（7 件）、休業見舞金 19,800 円（2 件）

お問い合わせは

綾部市農林商工部農政課管理担当 ☎42-4266（直通）
☎42-3280（代表）内線356、237

農林作業時には、安全対策をしっかり行い、十分注意して行動するなど事故のないようご注意ください。

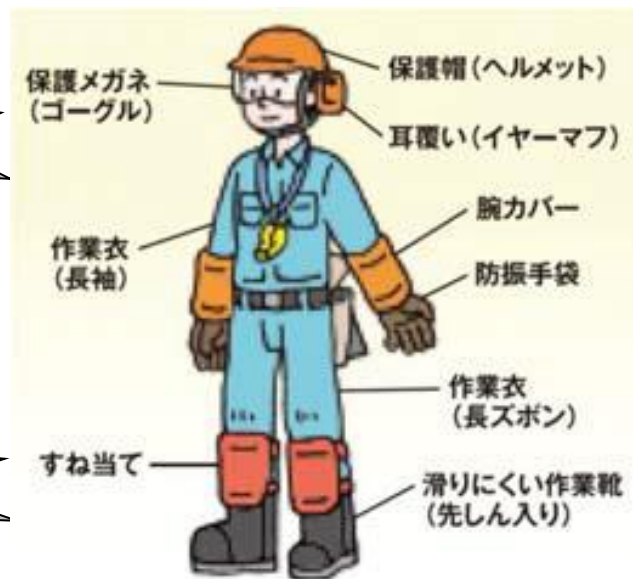
刈払機は適正に使用を！

—キックバック—
(跳ね返り)
往復刈りや大振りは×



—飛散物—
保護具を着用

—撒き付き—
除去はエンジン停止



転倒や転落にご注意！



マムシやハチ！



野焼きは危険！
野焼きをしない別の方法を
考えてみませんか？

